

第22号議案説明資料

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として<u>規則</u>で定める者（以下「老人等」という。）にあっては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第4号及び第5号に掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 市内に住所又は勤務場所を有する者で独立の生計を営む能力があり、かつ、市税に係る滞納がないこと。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第5号及び第13条第1項において同じ。）があること。</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める場合 令第6条第5項第1号に規定する金額</p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項又は激甚灾害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として、<u>令第6条第1項</u>で定める者（以下「老人等」という。）にあっては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第4号及び第5号に掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 市内に住所又は勤務場所を有する者で独立の生計を営む能力があり、かつ、市税に係る滞納がないこと。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第5号及び第13条第1項において同じ。）があること。</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める場合 令第6条第5項第1号に規定する金額</p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項又は激甚灾害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規</p>

改 正 案	現 行
<p>定する金額</p> <p>(4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p>	<p>定する金額</p> <p>(4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p>

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則で定める内容

老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者（条例第6条の規則で定める者）

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める程度であるもの
 - ア 身体障害 1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害（知的障害を除く。） 1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イの精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法に規定する公務傷病による重度障害の程度であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないものの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの